

東近江市放課後児童支援員確保対策協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、東近江市放課後児童支援員確保対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、主に小学校の長期休業期間等に市内の学童保育所で勤務することができる放課後児童支援員の確保を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 放課後児童支援員の確保に関すること。
- (2) 放課後児童支援員の資格取得に係る支援に関すること。
- (3) その他、本会の目的達成に必要なこと。

(構成)

第4条 協議会は、協議会の目的に賛同する市内学童保育所運営主体及び東近江市で構成する。

(入退会)

第5条 協議会に入会しようとする者は、入会しようとする年度の4月1日までにその旨を会長に届け出、会議において構成員の半数の承認を得ることとする。
2 協議会を退会しようとする構成団体は、会長にその旨を届け出なければならない。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 1名
- 2 会長は、第4条の構成団体の互選により選出する。
3 副会長及び監事は会長の指名による。
4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。
5 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは副会長がその職務を代行する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(守秘義務)

第9条 協議会の事業運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の事務を処理するため東近江市こども政策課内に事務局を置く。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。
2 負担金は、協議会の構成団体となる市内学童保育所運営主体が当該年度登録児童数の割合に応じて負担する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長

が別に定める。

付 則

この規約は、令和 6 年 9 月 24 日から施行する。